

浄化槽法施行細則の一部改正について

(改正案概要)

1 改正の趣旨

浄化槽法施行細則第6条で規定している「浄化槽の維持管理状況の報告」について、浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検状況を踏まえ、報告対象の見直しを行い、当該報告義務を廃止します。

これにより、浄化槽管理者の負担軽減を図るとともに、行政事務の効率化と合理化を進めます。

2 改正の概要

浄化槽の維持管理状況に関する報告の対象を見直し、第6条を次のとおり改正します。

現行	改正後
(維持管理状況の報告) 第6条 浄化槽管理者(処理能力が500人分以下の浄化槽で市長が認めるものの浄化槽管理者を除く。)は、毎年6月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの浄化槽の維持管理状況を、次に掲げる事項を記載した報告書により市長に報告しなければならない。市長から請求があった場合も、同様とする。 (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 設置場所 (3) 浄化槽の構造及び規模 (4) 前年度の定期検査を受けた年月日 (5) 前年度の保守点検を行った年月日及び結果 (6) 前年度の清掃を行った年月日及び結果 (7) その他市長が必要と認める事項	(維持管理状況の報告) 第6条 <u>削除</u>

3 施行予定日

令和8年6月1日

4 その他

この改正案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。